

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等							
補助金の名称	富士見市議会政務調査費補助			No.	65		
予算事業名	議会活性化事業						
予算科目	款	01議会費	項	01議会費	目	01議会費	
	節	19負担金補助及び交付金	細々節	01政務調査費交付補助			
部課名	議会事務局			電話番号	049-251-2711	内線	166

補助金の根拠			
根拠条例等	条例	富士見市議会政務調査費の交付に関する条例	
	規則		
	その他	富士見市議会政務調査費の交付に関する規程	
富士見市議会政務調査費に関する経理方法及び使途基準範囲の細則			
開始年度	平成 13 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有 (年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費的補助	

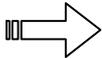
補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	議員の調査研究に必要な経費の一部として政務調査費を議会における各会派に交付することにより、各議員の調査活動の充実と議会の活性化を図ることを目的とする。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	平成11年7月に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大し、それとともに議会の権能、役割がさらに大きくなると認識された。また、地方分権の進展に伴い議員の活動の充実が必要となってきたこと等により、政務調査費の法制化の必要性が生じ、平成12年5月地方自治法の一部改正がなされ、同補助金が導入された。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	市政に関する調査研究その他の議会活動を共同して行うことを目的として、議長に結成を届け出た会派（議会における所属議員が1人の場合を含む）に対して交付する。
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	毎年4月1日における当該会派の所属議員数に年額240,000円を乗じた額。 会派結成（異動）届を確認資料として添付する。
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成 22 年度予算額 5,040 千円
	21人（議員数） × 240,000円

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	21人	21人	21人	
交付(見込)件数の増減要因		—	—	
決算(予算)額(A)	3,930,934	2,759,030	5,040,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	
	県支出金	0	0	
	その他	0	0	
	一般財源	3,930,934	2,759,030	
概算人件費(B)	53,263	24,935	24,927	
概算補助事業費(A+B)	3,984,197	2,783,965	5,064,927	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	政務調査費収支報告書に領収書の原本を添付して議長に提出する。			

事業環境等	
見直しの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (18 年度) <input type="checkbox"/> 無 ※ 5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	平成19年度から各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査(行政視察)を廃止したことで、1,920,000円の予算を削減し、会派での視察研修を含め調査研究等の議員活動を充実させるため200,000円から240,000円に増額した。

廃止した場合の問題点 <small>(廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)</small>	経済的理由により、議員の日常的な調査研究活動等に支障がでることは、議員活動の低下、さらにはそのことによる市政への影響も考えられる。 今後も、二元代表性の一翼を担う議会としての役割を果たしていく上において、議員の調査活動の充実と議会の活性化を図ることを目的に、継続していくべきと考える。
--	---

評 価			
評価項目		判断理由	評 価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	地方分権が進展し地方公共団体の自己決定、自己責任が拡大する中、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠である。また、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点からも、行政の実施が望ましい。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	議会が活性化され、それが市政に反映されることは、市政の発展と市民生活の向上にも繋がることになるので、優先的に実施すべきと考える。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	議員の調査研究活動により、平成19年6月には、富士見市議会としては初めての議員提出による政策的条例である「富士見市をきれいにする条例」を制定。また、今年の3月定例会では、議会基本条例の制定や議会活性化を目的とした「議会活性化のための条例策定委員会」を設置するなど、議会活性化に向けての成果は出ている。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	市民の代表機関である議会は普遍的なものであり、その議会を構成する議員の調査研究活動も恒常的に行われていくことから、今後も現状どおり目標達成に向け継続的に行われるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
所属長評価	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		
所属長評価	政務調査費の運用に当たっては、より情報公開を徹底し、その使途の透明性を確保することが重要であるとする。		